

平成29年11月7日

葛の花由来イソフラボンを機能性関与成分とする機能性表示食品の  
販売事業者16社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、葛の花由来イソフラボンを機能性関与成分として、瘦身効果を標ぼうする機能性表示食品の販売事業者16社（以下「16社」といいます。）に対し、16社が供給する機能性表示食品の表示について、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添1～16参照）を行いました。

1 16社の概要

(1) 措置命令において、一般消費者に対する誤認排除措置、再発防止及び不作為を命じる事業者（4社）

	名称（法人番号） 代表者	所在地	設立年月	資本金※ （万円）	対象商品
1	株式会社太田胃散 (010001001450) 代表取締役 太田 美明	東京都文京区千石二丁目3番2号	昭和19年 3月31日	9,600	葛の花イソフラボン 貴妃及び葛の花イソ フラボン ウェスト サポート茶
2	株式会社オンライフ (9010701019379) 代表取締役 高崎 航	東京都品川区西五反田一丁目18番9号	平成17年 11月30日	5,000	slimfor（スリムフォー）
3	株式会社CDグローバル (013301037728) 代表取締役 野村 和徳	東京都豊島区池袋本町一丁目25番14号	平成27年 10月1日	600	葛の花イソフラボン 青汁
4	株式会社全日本通教 (011301005389) 代表取締役 西方 裕暢	東京都杉並区成田東四丁目38番17号	平成4年 7月2日	5,000	葛の花減脂粒

※いずれも平成29年9月現在

(2) 既に一般消費者に対する誤認排除措置を講じており、措置命令において、  
再発防止及び不作為を命じる事業者（12社）

	名称（法人番号） 代表者	所在地	設立年月	資本金※ （万円）	対象商品
5	ありがとう通販株式会社 （4140001023585） 代表取締役 石原 健市	神戸市中央区東町1 22番2	平成16年 6月18日	1,000	青汁ダイエットン
6	株式会社ECスタジオ （5010001159210） 代表取締役 嶋田 怜輔	東京都千代田区飯田 橋四丁目7番11号 カクタス飯田橋ビル 1003	平成26年 3月10日	900	イージースムージー グリーン
7	株式会社協和 （013101003286） 代表取締役 堀内 泰司	東京都福生市東町1 番地1	平成17年 1月21日	1,000	ウエストシェイプ
8	株式会社スギ薬局 （7180301016951） 代表取締役 杉浦 克典	愛知県安城市三河安 城町一丁目8番地4	平成20年 9月1日	5,000	葛の花ウエストケア タブレット、葛の花 ウエストケアスムー ジー及び葛の花プレ ミアム青汁
9	株式会社ステップワールド （013201018489） 代表取締役 風間 元	東京都渋谷区広尾一 丁目1番39号	昭和61年 4月8日	5,000	ヘラスリム
10	株式会社テレビショッピ ング研究所 （3010801007669） 代表取締役 高橋 正樹	東京都大田区西蒲田 七丁目25番7号	昭和44年 10月13日	1,000	葛の花サプリメント
11	株式会社Nalelu （011701005965） 代表取締役 小俣 治郎	東京都江戸川区松島 二丁目34番10号	平成5年 10月1日	1,000	葛の花ヘルスリム2 7
12	株式会社ニッセン （130001029266） 代表取締役 羽瀨 淳	京都市南区西九条院 町26番地	平成19年 6月21日	10,000	メディスリム（12 粒）
13	日本第一製薬株式会社 （290001029675） 代表取締役 兼原 保行	福岡市博多区博多駅 東二丁目5番19号	平成19年 6月19日	1,000	お腹の脂肪に葛の花 イソフラボンスリム

14	株式会社ハーブ健康本舗 (5290001029526) 代表取締役 永松 靖浩	福岡市中央区天神二 丁目8番34号住友 生命福岡ビル3階	平成14年 4月17日	1,000	シボヘール
15	ピルボックスジャパン株 式会社 (1010401095232) 代表取締役 栖原 徹	東京都港区南青山二 丁目24番11号フ ォーラムビルディン グ5F	平成14年 7月10日	5,000	o n a k a (おなか)
16	株式会社やまぢや (4130001031515) 代表取締役 高木 智彦	京都市下京区烏丸通 五条下ル大坂町40 0	平成20年 2月25日	300	葛の花由来イソフラ ボン入り きょうの 青汁

※いずれも平成29年9月現在

## 2 措置命令の概要

### (1) 対象商品

16社が、機能性表示食品として販売している前記1(1)及び(2)の表「対象商品」欄記載の商品

### (2) 対象表示

ア 瘦身効果に係る表示(16社)

#### (7) 表示の概要

##### a 表示媒体

別紙1「表示媒体」欄記載の媒体

##### b 表示期間

別紙1「表示期間」欄記載の期間

##### c 表示内容

16社は、それぞれ、例えば、別紙2-1~2-16「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、対象商品を摂取するだけで、誰でも容易に、内臓脂肪(及び皮下脂肪)の減少による、外見上、身体の変化を認識できるまでの腹部の瘦身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

#### (1) 実際

前記(2)ア(7)の表示について、当庁は、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、16社に対し、それぞれ当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、16社から資料が提出された。しかし、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を

示すものとは認められなかった。

イ 注文数量に係る表示（株式会社CDグローバル）

(7) 表示の概要

a 表示媒体

別紙3「表示媒体」欄記載の媒体

b 表示期間

別紙3「表示期間」欄記載の期間

c 表示内容

株式会社CDグローバルは、別紙3「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品の販売数量に関する具体的な予想を立て、当該予想販売数量を上回るほどの相当程度多数の注文を受けているかのように示す表示をしていた。

(1) 実際

実際には、具体的な数値予想を立てておらず、前記(2)イ(7)bの表示期間中における注文数は僅少であった。

(3) 命令の概要

ア 前記1(1)の4社に対する命令の概要

(7) 前記2(2)ア及びイの表示（イの表示については、株式会社CDグローバルのみ。）は、対象商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

(1) 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

(2) 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、同様の表示を行わないこと。

イ 前記1(2)の12社に対する命令の概要

(7) 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

(1) 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、同様の表示を行わないこと。

(4) その他

前記1(2)の株式会社ニッセンを除く11社は、対象商品の内容について、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしていた事実を、それぞれ日刊新聞紙2紙に掲載した。また、株式会社ニッセンは、対象商品の販売を終了し、全購入者に対して実際のものよりも著しく優良であると示す表

示をしていた事実を通知するとともに、購入額の全額返金の措置を講じた。

**【本件に対する問合せ先】**

消費者庁表示対策課

電 話 03-3507-9233

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>